

関係各位

2023年10月31日
一般社団法人 健康食品産業協議会

機能性表示食品の届出における留意点について

9月29日、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(消費者庁食品表示企画課長 消食表第543号通知)、「機能性表示食品に関する質疑応答集」(消費者庁食品表示企画課長 消食表第543号通知)が改正になりましたが、その運用詳細について当協議会として下記の通り共有いたします。関係各位におかれましては引き続き機能性表示食品制度を適切に運用・活用されますようお願い申し上げます。

1. 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所「健康食品」の安全性・有効性情報ホームページのデータベースについて

今般の改正に伴い、「機能性表示食品に関する質疑応答集」の問21に「データベースから得た情報の使用に当たっては、当該データベースの利用規約に従うものとする。」という記載が追記されました。

国立研究開発法人国立健康・栄養研究所の素材情報データベースは商用目的の利用は厳禁となっています。公的機関のデータベースの例として、「機能性表示食品に関する質疑応答集」の問21に「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の素材情報データベース」が挙げられていますが、機能性表示食品の届出資料の情報源として使用できないため、御留意ください。

なお、「ナチュラルメディスン・データベース」に掲載されている情報は利用可能ですが、「ナチュラルメディスン・データベース」を利用される際には、当該データベースを管理、運営している一般社団法人日本健康食品・サプリメント情報センターによる「ナチュラルメディスンおよび関連刊行物の使用許諾について」を一読いただき、適正に利用してください。

以上